

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷五十二第

行發日一月八年二和昭

論叢

營業稅の課稅標準 法學博士 神戶 正雄

文化現象の凝集作用 法學士 恒藤 恭

意味現實態 文學博士 米田庄太郎

國家の組織 法學士 作田 莊一

近世の港 文學博士 三浦 周行

說苑

リカカ勞賃論ニサス人口原則 經濟學士 森 耕二郎

植民及び植民地の意義 經濟學士 長田 三郎

雜錄

フオードの勞賃論 經濟學士 星野周一郎

一九二六年度の英國銀行界 經濟學士 道上 清治

國際經濟會議 法學士 汐見 三郎

植民及び植民地の意義 (一)

長 田 三 郎

- 目次 一、植民及び植民地の基礎觀念 二、植民及び植民地の形式的觀念(以上本號所載) 三、植民及び植民地の實質的觀念 四、植民及び植民地の意義とそれに關聯せる若干問題

一 植民及び植民地の基礎觀念

我國の『植民』及び『植民地』の双方的意義を包括する歐洲語の『コロニー』(Colony, Kolonie, Colonie)が、皆共に拉典語の『コロニア』(Colonia)にその語源を有して居ることは殆ど總ての諸學者の承認する所である。従つて『植民』及び『植民地』の意義を究明せんとせば、先づ『コロニア』の意味から吟味する必要がある。然し茲には『コロニア』に就て詳述することを避け、單にその梗概を述ぶるに止めるであらう。

元來『コロニア』は『コロヌス』(Colonus) - Tiller, farmer, cultivator, planter, settler, in a new country¹⁾ なる人的事象を指示する語にその語源を有するものなるも、『コロニア』となりし場合は、耕地・地産・定着地(Farm, landed estate, settlement)なる地的事象を指示することとなり、又それ以外の事象を指示せざることを以てその本來的意義となしたのである。²⁾ 然るにその後尙その土地に定着

1) P. Reinsch, Colonial Government. p. 13. 1902; H. Morris, The History of Colonization. Vol. I. p. 6. 1900; Oxford, New English Dictionary. "Colony"; O. Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik, S. 6. 1908; 山本博士 改訂植民政策研究 pp. 18-19.
2) Oxford. ibid. "Colony"

する者の團體 (A body of people who settle in a new locality.) なる人に對する指稱ともなり、所詮土地と人とを併稱するに至つたのである。

然らば『コロニア』に包含さるゝ内容は如何。此の問題に關する解答には自ら古代羅馬の國外發展状態を一應説述する必要がある。由來羅馬人は希臘人とは異り、所謂大國家主義の達成を目的となし、その國境を總る方面に擴張せんが爲に武力的方法を以てし、當時の世界 (The world of that age) たる地中海地方は云ふに及ばすその力を遠く西方にも伸張する所があつた。然るに斯くて擴張せられたる廣汎なる領土の統一に就ては夙に彼等に考慮を拂はしめし所で、モリスの言を籍れば、羅馬人の精神的反映たるセントラリゼーションの理想を實現せんとし、その爲最初は新獲得地に向つて羅馬市民を送ることを考へ、その誘引方法としては主として後備の軍人に羅馬市民としての資格を保有せしめつゝ、新獲得地に於ける一定面積の土地を與へ、農業經營兼邊疆守備の (Coloniae civium Romanorum) の任に當らしめ、即所謂屯田的植民の方法をとつたのである。然るにその後社會政策的見地より、羅馬市民に土地を賦與して救貧の目的の達成手段としたのではあるが、又晩年に至つて當初の屯田的制度に復歸し、屯田義務 (Garrison duty) を課するに至つた。羅馬の植民的特質は實に右の Garrison duty を課せる coloniae civium Romanorum に存するのである。而て斯る地的・人的事象を『コロニア』と稱したのであるが、その後更にそれ等の地方と同一の待遇若くは特權を與へらるる地方をも亦此の名稱を以て呼ぶに至り、史實を通じて觀れば夫の英吉利に於ける羅馬的コロニアの九ヶ所中の London, Bath, Chester, Lincoln の如き

- 3) Oxford: *ibid.* "Colony"; Lucas, *Greater Rome and Greater Britain*. p. 2. 1912
 4) Morris, *ibid.* p. 127; Lucas, *ibid.* p. 3; Egerton, *Origin and Growth of English Colonies*. p. 18.

諸地方がその例である。

斯くの如く『コロニア』は文字の指稱變遷上より觀れば土地より人へ、而て又それ等兩對象を指稱するに至り、内容上より觀察せば屯田的植民詳言すれば羅馬の邊疆守備(從つて考へらるゝ、本國との政治的從屬關係)兼農業的・移住的といふが如き形式・實質の兩特質を有し、而も亦今日の『コロニー』の語源なりと謂はざるべからず。然れども語源たることは兩語の内容の同一たることを意味せず、蓋し時所の變動は自々内容を變更せしむることあるは吾人の屢々遭遇する所であるからである。

既に『コロニア』の内容及び『コロニー』に對する關係が究められし以上は、假令兩語の内容を異にするも、論理上非妥當性を有せざる限りは『コロニア』の概念を以て『コロニー』の概念に移すも何等の支障はないであらう。これ近代の主なる學者が、形式・實質の兩觀念を以て『コロニー』の基礎觀念となす所以である。吾人は今それ等の諸學者の説を綜合し、併せて實際的事情に照應して考ふるに、『コロニー』に於ては特定の國家が新に獲得したる本來的國土外の地方にして、本國若くは母國に政治的從屬關係を有することを以てその形式的觀念となし、それ等の地方に特定國民の一部が移住的・放資的・商業的若くは軍事的發展をなすことを以てその實質的觀念となすが様である(註一)。これ蓋し近時に在つては一面近世的國家思想の發展は、一國の新領土にしてその國に對して政治上從屬關係にある地方と、その然らざる國又は地方とを明確に區別するの必要あるに至つたと同時に、各大陸に亘る諸地方の獲得・領有は母國人の移住的發展の不適又は繁殖の不

- 5) Keller, Colonization, pp. 50-55, 1908; Egerton, *ibid.* p. 18; Lucas, *ibid.* pp. 2-3; Oxford, *ibid.* "Colony"; 山本博士 *ibid.* pp. 20-23; ベーレント稿, 植民制度論 三枚目; 野村兼太郎, 古代英國都市概論, 三田學會雜誌, 二十卷一號。
6) Lucas, *ibid.* p. 4; Ireland, Tropical colonization, p. 1, 1899.

適當なる地方を見出すことゝなるに至つたが、而もそれ等の地方に對して放資的發展をなすを得ると共に、時勢の進運は各國をして、放資的・商業的・軍事的發展をなすを必要とせしめたからであらう。

固より學者に依れば右兩觀念中の一方的觀念の上にて定義を斷せんとするものがある。例へばアイルランドの如きはその著に於て「植民地とは、特定國の本來的國土外の土地にして、多少とも本國の主權が行はるゝ地方を謂ふ」と述べ、形式的觀念のみによる觀察をなせるが如き、又カルデコットが「植民とは人民の一團が本國を去り、本國と政治的關係を有し、若くは政治的獨立をなせる他地方に移住するを謂ふ」と述べ、移住なる實質的現象を主要觀念となし、本國との政治的從屬關係なる形式的觀念を輕視して居るが如きがこれである。併しながら若し前説にして正當なりとせば、そは恰も校舎のみを指して學校なりと謂ふに均しい。固より校舎は學校存立上の一條件たること通例なるも、校舎のみの存在が學校を意味せざるが如く、主權の延長のみありて植民現象なき地方を植民地なりと呼ぶことは校舎のみを學校なりとなす説にして、未だ「コロニー」の全部的説明とならざる憾みなきにもあらずである。即部分的・特殊方面的説明たるに過ぎない。次に後説の如く本國の主權の延長なき地方へ移住的發展をなす場合に、尙ほ且つこれを植民なりといへば、そは恰も人の集團を指して國民と呼ぶに均しい。固より國民には人の集團を必要とすれども、それ以外の國民成立條件を具備するを要すべし。さればこの點より考ふるも政治的從屬關係の有無を深く問はざる説は亦部分的・特殊方面的のものである。加之此の説によ

7) Kébner, Einführung in die Kolonialpolitik, SS. 6-7. 1908.; Reinsch, Colonial Government, p. 16; Ireland, A Tropical Colonization p. 5; Caldecott, An English Colonization and Empire, p. 8. 1897; Keller, ibid p. 1; 山本博士, ibid. pp. 43-44.

8) 熱帶阿弗利加の一部 White man's Grave の如し。

る時は、他國の土地へ移住する現象も亦植民なりと呼ばなければならぬ。然るに後にも述ぶるが様に、斯くの如き移住現象は、これを移民として考へらるゝこと通例なるが故に、此の説は移民と植民とを區別し得ざる點に於ても亦正説と稱し得ない。

こゝを以て私は主たる學者の態度と同様に『コロニー』の基礎概念も『コロニア』と同じく、形式・實質の兩觀念上に樹立することを要求する。即ち兩觀念は絶對的・不可缺の條件であり、植民及び植民地の定義も兩觀念上に樹立せらるゝを以て最も至當なる態度と信するのであるが、その前に、先づ主として形式的觀念と、主として實質的觀念の各内容に就て若干の考察を廻らすであらう(註二)。

(註一) 論者或は言はん。商業的發展は放資的發展の一段若くは一方面たらざるかと。けれども吾人の立論前提は、各植民地の自然的事情の制約を受けて發展現象上特殊性を現はすこと常なる植民的活動現象に置く。然らば母國人の移住的發展の不適當若くは繁殖に適せざる地方へ放資して、本國に生産し得ざる特殊生産物即ち所謂植民地貨物を採收せんことを目的とする放資的發展と、一植民地を通じて植民地附近及びその奥地の産物と、本國又は他國の生産品との交易媒介をなすを目的とする商業的發展とは別個のものとして取扱ふことが適當である。固より斯る前提を否定せば可なるが如しと雖、斯くては植民政策樹立の基礎をなす植民地の實質的分類をなすを得ず。大部分の學者が右の兩種發展を分離考察する所以のもの亦理由なしとせらる。

(註二) 尙ほ此處に謂ふ“Colony”と同類型語たる“Dependency”、“Plantation”、“Province”、“Territory”、“Possession”、“Dominion”等て就ては他日又詳説する機會があらう。

9) Ireland, *ibid.* p. 5
10) Caldecott, *ibid.* p. 8.

二 植民及び植民地の形式的觀念

既に一言した所に依つても知り得らるるが如く、此處に形式的觀念といふのは、特定の國家が新に獲得したる本來的國土外の地方にして、當該地方が特定國に對して政治上從屬的關係を有することを以てその内容とするのである。されば、(一)特定の國家が獲得したる地方たること、(二)本來的國土外に於ける新領土たること、(三)その新領土が本國に對して政治的從屬關係に在ることを必要とするのである。

(一)先づ特定の國家が獲得したる地方たることであるが、このことはある國家が主體となつて所謂國家的活動によりて獲得したることを意味するのであつて、國家自體が斯る活動を爲す原因は、當該國家に於ける食料・職業等に比較的意味を有する人口過剩を救済するため、過剩資本に對する投資區域を擴張するため、過剩生産物に對する市場擴張策のため、その他救貧・社會的・政治的軋轢を救済するため等所謂消極的方面にも求め得べく、食料原料の生産地獲得、勞働效程の増進、特殊生産物の補給、商業根據地の建設、宗教・政治・文化力の伸張及び軍事根據地の創設等要するに積極的方面にも求め得るだらう。又獲得するに就てもその様式は一樣でなく、即先占・併合・購入・交換・贈與等の所謂確定的創設によることもあるべく、夫の保護條約の締結、租借の如き謂ふ所の準備的創設より出發することもあるであらう。尙又獲得地方の地理的位置・獲得時期・獲得手段等幾多考へ得らるるではあらうが、斯る原因的・方法的・時間的・場所的事項は、此場

合何等問題とはならないのである。

(二)次に本來的國土外に於ける新領土たることに就て説明する。此の命題中間題たり得るものは、本來的國土並に新領土の意義如何である。此處に本來的國土と稱するは、特定國家の歴史的・社會的に固有なる領土、換言せば過去に於ても、現在に於ても二個の統治權の同時存在を許さぬ領土、即不可分の領土を指すのであるが、これは特定國の國法上明確に規定せられて居たか、若くは追加せられた所では何等問題の發生する餘地はないが、その然らざる所に於ては勢ひ右の沿革に依つて決定するの外はない。例はゾルフ博士も指摘して居るが様に、舊亞細亞露西亞の大部分に對しては植民地としての性質が人によつて意見を異にして居るのであるが、若し歴史的・社會的方面より觀察すれば、歐羅巴露西亞を以て本來的國土となすことには躊躇せないであらう(註二)。斯く考へ來ると、本來的國土は一國の領土主權の行はるる全領域を指す國際公法上の所謂領土若くは版圖と一致する場合もあらうが、植民國にとつては然らざることが常である。次に新領土とは何であるか。それは特定國家の本土外獲得地を指すのであつて、その新領土といふは特定國民の國民的意識に訴へたる時間的相對觀念であつて、地學的新舊を意味するものではないことは固よりである。而て斯る地方は、或は社會的に考ふれば無住地たることもあり、原住民(土着民)の居住せることもあり、風俗・習慣・人情等の社會的事事情境の異なることもあるべく、歴史的立場よりせば獨立國家・植民的保護地・特許統治地たる場合もあるべく、その他地理的・歴史的に證明せられたる經濟・社會・政治的價値の異なることもあらうが、それ等の諸事情如何は此

- 1) 特定的國家が主權とならざる場合に於ても獲得せらるることがあるが、それ等は後述する所に委ねる。 Zimmermann, Kolonial politik, S. 1; Reinsch, Colonial Government, p. 19.
- 2) 拙譯書、將來の植民政策, p.7; W. H. Solf, Colonial Policies, p. 4-1919 (獨文本 S. 5)

の命題に何等の影響も與へない。

(三)最後に本國に對して政治上從屬關係を有することに就て一言する。古くは羅馬の『コロニア』の如き此命題に含まるゝことは勿論であるが、今回の英帝國會議に於ける決議中の一項、即『各自治植民地は如何なる場合に於ても英帝國內に於ける自治的團體であり、決して一方が他方に從屬するものに非ず、而て相互的協力をなして皇帝に忠誠を誓ひ且英帝國の一員として隔意なく共同すべきこと』といふが如き關係——比較的と言へば統治政策上「姉妹國」(Schwesterländer)の如き關係となりたりとは雖、統治權上より言へば尙英吉利の『娘の國』(Tochterländer)であるが如き場合も、實質的立場から考へて依然此の命題に屬するものである。即これ等の地方は固有の主權者なき地方たり。教授ケプナーが嘗て『植民地は自ら國家的人格を有することなく、單に本國の統治權に從屬する領土の一部である』と云つた言も以上の如く解して大過なしと思はる。既に然る限りに於ては、領土權作用の範圍に屬することは明かで、その然らざる場合は狭くは此の命題から、廣くは形式觀念から排除せらるゝことは當然である。

植民及び植民地の觀念の成立には斯る關係を必要とするのであるが、從來多數の學者にして定義中にこれを入れるゝことを忘れたる者がある。例ば前に引用したカルデコットの説の如き、又『植民とは一定の國家に屬せし人民の一團が、その本國を棄てて、全く無人なるか或は殆ど無人若くは先住者を驅逐したる遠隔のある地方に移住し、本國に從屬的又は獨立的新社會を建設するを謂ふ』となして、主たる概念を移住なる現象に置き、新しく建設せられたる社會が本國に對

3) 山本博士, *ibid.* pp. 53-56; 上杉博士, 帝國憲法述義, pp. 273-279; Köbner, a. a. O. S. 40.

4) H. Webster, *The Primitive Secret Societies*. 1908

5) 1926年の英帝國會議, それは幾多の重要事項が決議せられた, (1)次に述ぶる英帝國內の關係の定義, (2)英國皇帝の稱號變更, (3)自治領總督の地位, (4)

して政治上の從屬關係にあるとなきとを敢て問題とせないルーキスの如きが之である。

之を要するに以上述べたるが如き三個の分拆命題を具備せるもの、のみを形式的意義に於ける植民及び植民地と稱し得るのである。然るに次號に於て述ぶる實質的觀念のあるものを具體化したならも、右の三命題の何れかを缺如せるもの、又は其の全部を缺如せるもの、否寧ろ此の形式的觀念を以て律することを得ないものがある。私は先づ部分的缺如のものより觀ることをするであらう。

然らばそれ等は一體如何なるものであるか。通例學者が植民的保護地 (Colonial Protectorate) と稱するものと、所謂租借地 (Leased Territory) と、國際聯盟規約第二十二條の規定に依り始めて成立したる委任統治地 (Mandate Territory) 及び從來事實上多く存し、而も學者に依りて明確な地位決定を爲されなかつた特許統治地の四者が之である。

(A) 植民的保護地。理解の便宜上一應廣く植民政策上よりする保護地關係に就て説明を費すであらう。元來保護關係は次の四の場合に生ずる。即、(イ) 完全に主權を有するも諸種の事情より獨立維持上に困難ある甲國に對して、國際團體の一員たる乙國が、甲國の統治權を害せずして之を擁護するもので、換言すれば乙國よりの保護を受くる場合と、(ロ) 甲國が統治權を自ら有するも、之が行使能力に缺くがため乙國が代つてその統治權の一部 (殊に外交・内政・軍事の全部若くはその主要部) を行使するものと、(ハ) 甲國の統治權は乙國が事實上全然掌握せるも、政略上甲國の主權者をしてその虚位を擁せしむるものと、(ニ) 國際法上何れの國家にも屬することなき地方に對

國內關係に就ての委員會設置、(5) 對外關係等がその主なるものであらう。

6) Köbner, a. a. O. S. 12.

7) 排除せらるゝ諸場合は後に總括的に述ぶる。

8) Lewis, An Essay on the Government of Dependencies. p. 168. 1891; Egerton, ibid. pp. 3-5

し、ある國が保護の名の下に之を自國の統治權の及ぶ範圍とする場合とがこれである。⁹⁾イはその領土が被保護國の領土であり、その上統治權は毫も失つて居ないのであるが故に、吾人の形式的觀念の全然關係外に在る部類に屬するのである。然るにロの場合には乙國が統治權の一部を甲國に代つて行使して居るのであるから、その範圍に於て乙國に對して統治權上從屬關係に在ることは明かではあるが、未だ乙國の獲得したる新領土ではない。¹⁰⁾ハの場合は、甲國の主權者は虚位を擁し、その統治權は事實上全然乙國に屬して居るのであるから、これも政治的從屬關係に立つことは明かであるもの、そのことが直に乙國の獲得したる主權者なき新領土と同一たることを意味せない。假令それは近似性を有するとしても、同一性を有せない。¹¹⁾二の場合は、實質上は殆どある國の統治權が行はれて居るのであるが故に、政治的從屬關係に在ることは固よりである。併しながら保護關係の設定それ自體が直に植民地と同一となりたることを意味しない。

上述の保護關係中の後の三者は、程度に於て差こそあれ、政治上に於ては皆同類型的の地位にある。併しながらそれ等は事實上若くは形式上主權者又は權力者あるが上に、加護國の領土ならざるが故に、之を固有の主權者又は權力者の全然存せざる新領土と同様に取扱ふことは出來ない。通例此等の三者を植民及び植民地に準ずるものとせらるゝ一理由は這般のことに存するのである。又此等のものが植民的保護地(Colonial Protectorate)と稱せらるゝは蓋し歴史的關係からであらう。¹²⁾

(B) 租借地。これは條約によつて他國の領土の一部を一定期間借受け、その租借期間中は租賃

9) 山本博士 ibid. pp. 59-63; Reinsch. Colonial government. p. 112.
 10) 歴史の教ふる所に據れば上記の如き性質を有する地方は時間的經過の中に植民地となることが通例である。韓國が朝鮮なる名稱に代り保護國が、植民地となることが如きは蓋し通例であらう。; Köbner, a. a. O. S. 12-13; 山本博士 ibid. pp. 59-67; 千賀博士, 國際公法要義, pp. 90-96.

國の統治權又は第三國の統治權の作用の及ぶ範圍とはならないが、而も尙領土權は租賃國にある。即租借國から見れば領土權作用の伴はない統治權を有して居ることゝなる。從て斯の如きものは適當に吾人の所謂形式的觀念を備へたるものとして考ふることは出来ない。さればその點に於て新領土と同様に取扱ふことは許されぬが、唯新領土に準ずるものとして解することは出来る。此意味からすれば我國の租借地關東州を以て領土の割讓の一種なりと見做す蟻川新博士の如き説は少くとも學理上甚だ面白くない。¹¹⁾

(C) 委任統治地。抑もこれは、『今次の戰爭(一九一四年—一八年の世界大戰)の結果、從前支配したる國の統治を離れたる植民地及び領土にして、近代世界の激甚なる生存競争狀態の下に未だ自立し得ざる人民の居住するものに對しては、該人民の福祉及び發達を計るは、文明の神聖なる使命なること』¹²⁾といふ主義から生じたもので、斯様な「人民に對する後見の任務を、先進國にして資源・經驗又は地理的位置により、最も此の責任を引受くるに適し、且之を受諾するものに委任し、之をして聯盟に代り受任國として右後見の任務を行はしむる」¹³⁾の制度であつて、委任の性質上諸種の事情から差異を設け、『從前土耳其帝國に屬したるある部屬は、獨立國として假承認を受け得る發達の程度に達したるも』その自立し得る時期に至る迄、施政上受任國の助言及び援助を受くべきもの』¹⁴⁾即謂ふ所のA式委任統治と、獨逸舊領中受任國が聯盟より委任されたる範圍内に於て『その地域の施政の責に任すべきもの』¹⁵⁾即受任國の統治權の制限的行使を認むるB式委任統治と諸種の事情により『受任國領土の構成部分として、その國法の下に施政を行ふ』¹⁶⁾もの、即

11) 蟻川博士、南滿洲に於ける帝國の利權、pp. 40-56; 山本博士、租借地と世の
 認論を讀みて、外交時報38卷3號。
 12) 平和條約並に議定書、p. 13 (國際聯盟規約22條第1項)
 13) 同上 (同上22條第2項)
 14) 人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態、その他類々の事情

受任國の統治權の總括的行使を認むるC式委任統治との三者がある。右の中A式委任統治に就ては二様の見解が存するのであつて、假令獨立の假承認を受け得る程度なれども、未だ自立し得ざるが故に、一般施政上受任國の助言及び援助を受くべきものとせらるゝを以て、保護關係とは法理を異にすれども、少くとも行政に關する限りは前記被保護國(ロ)の場合に類似し而も獨立の程度が(ロ)の場合よりも低き地位を有するものなりとの説がその一であり、斯る地方と雖、自ら獨立國として主權を有し、受任國は唯その主權の行使上助言及び援助を與ふるに過ぎず、従つて法理的には全然異なるも、比較上は恰も前記被保護國(イ)のものに類すとす説その二である。²⁰⁾兩説とも獨立維持の困難なることには一致して居る。併しながら政治的地位如何が問題となつて居る様に見受けらる。然る處、私は次の如き理由から前説を斷然否定し、後説を是認したい。明かに斷つて居るが如く、此の問題は法理的見地から言ふのではなく、政治的地位上からである。さて斯る意味からすれば前記(イ)の兩被保護國は、その政治的將來に對して何等の豫測も許されない。否寧ろ(ロ)の場合の如きは植民的保護地と迄謂はれて居るのである。然るにA式委任統治は明かに將來獨立國たることを前提とせられて居る。然らば前記(ロ)の被保護國より低き地位を有するものなりとなすことは何れに論據があるのか甚だ怪まざるを得ない。加之、同等の地位を有することゝも失當である。蓋し政治的將來に於て獨立保證と獨立承認を受けざるもののであるが故である。従つて結局被保護國(ロ)のものよりも上位に在りと解することとなるのであるが、そのことは直に被保護國(イ)の場合と同等の地位を有するものとして取扱ふことの論據となすことは出来ない。是

15) 平和條約並に議定書(國際聯盟規約第22條第4項)

16) 同上(國際聯盟規約第22條第5項)

17) 人口の稀薄、面積の狭小、文明の中心より遠きこと、又は受任國領土と隣接せること及其他の事情。

18) 平和條約並に議定書(國際聯盟規約第22條第6項)

に於てか、『助言及び援助』を受くるといふことが問題解決上必要となつて来る。而て『助言及び援助』を受くる必要あるは、獨立維持の困難なるがためである。然らば政治的地位に於てはその獨立維持をなす國よりも下位に在り、前記被保護國イと同等——更に適切に言へば近似的地位若くは同列的地位にあることとなる。斯る意味からして後説は確に正當である。然らばA式委任統治は被保護國イと同様に吾人の形式的觀念に對して全然無關係なる地位にあるものとして取扱はるのである。次にB式及びC式委任統治であるが、此等の兩者は國際聯盟規約上、統治權行使上に程度の差こそあれ、由來此等のものは獨逸舊植民地に對する規約であつて『獨逸はその海外植民地に關する一切の權利義務及び權原を主たる同盟國及び聯合國の爲に拋棄』したるものであるが故に、假令C式の如く受任國の領土の構成部分として、その國法の下に施政を行ふことを認めらるゝも、今引用した規約のみから考へても、そのことが直に受任國の領土たることを意味するものと解することは出来ない。従つてこれ等の兩委任統治地は共に吾人の形式的觀念に於て部分的缺如をなして居るのであるが、更に數ヶ國の協力に基きたる數ヶ國の領土であるの意味からしても、之等の二者を形式的觀念内容を具備せるものと同様に取扱ふことは出来ない。斯る二様の意味から植民及び植民地に準ずるものとするのである。

(D) 特許統治地。之は近世に於ける植民的活動の當初に於て多く見られたことで、私人若くは私設會社が、特定の國家の特許を受けて本來的國土外に於て統治をなす地方で、此種のものには國家最高權の委任を受くることは固よりであつて、夫の和蘭東印度會社の如く、甚だ廣大なる特權を

19) 例へば矢内原教授の説の如し、植民及植民政策。pp. 22-23.

20) 例へば山本博士の説の如し、ibid. pp. 277-279.

21) 平和條約並に議定書 p. 65 (獨逸植民地—119條)

行使し得たるものあれども、²²⁾その政治的地位に於ては特定の國家自身が統治せる夫の植民的保護地・委任統治地(A式は之を除く)・租借地²³⁾よりも下位に在るものと考ふるが故に、假令最高權の委任ありとするも、國家自身の領有地と同等に取扱ふことなく、寧ろ前述の三種のものと殆ど同列に置き、植民及び植民地に準ずるものとする方が、形式的觀念を認むる者の立場として穩當なりと信する次第である。從來斯る説を爲すもの殆ど存せざりしが故に、之に對しては異論も出て來るではあらうが、私は直前に於て説明した理由を主とし、その上歴史的判定から敢て此の説をなすものである。

之を要するに、以上述べたる所によつて、吾人の形式的觀念に部分的缺如せる植民的保護地・租借地・委任統治地・特許統治地に就て詳述し、而もそれ等の總ては程度に於て差こそあれ、吾人の觀念に部分的缺如せるの故を以て是等を植民及び植民地に準ずるものとして取扱ふのである。尙此の外に學者が多く取扱ふ所謂勢力範圍又は利益範圍(Sphere of Influence, Sphere of Interest)なるものが存するが、是等は形式的觀念中に入るべきものではない。蓋しそれ等は形式觀念の全部若くは部分的成立の前提たることありとするも、そのことは直にその程度に於ける成立を意味するものでないからである。²⁴⁾

次に全部的缺如、否寧ろ斯る觀念を以て律することを得ざるもの、中特に著しきもの、一二を觀るであらう。さて既に述べたが如く保護關係の存在する前記(イ)の場合、及びA式委任統治がこれに屬するのではあるが、それ等に就ては説明の重複を避くるため、此所には再び贅せない。さ

22) Keller, Colonization, pp. 393-394. 1908.

23) 第一種即、前記(イ)は除くことは勿論なり。

24) 以下同斷。

25) Köbner, a. a. O. S. 14.15.

りながら植民と往々にして混同せらるゝ懼ある移民に就ては是非とも一言するの要がある。『植民と移民との本質的區別を否定する』²⁷⁾といふが如き論者には、私の今問題とすることは何等問題たり得ないではあらうが、その論の妥當性に缺けて居て非なることは既に一言せる所であり又後述する所に委ねる。さて移民(註三)は次號に於て述ぶる實質的觀念の具體化ありとするも、吾人の形式的觀念を以て律することを得ざるものたる點に於て植民と根本的に差異づけらるゝのである。然るに従來の學者にして往々此の重要な點を看過せるものがある。例は前述のルーキスの如きがこれであるが、若し此の説にして正當なりとせば、嘗ては英吉利の植民地で今日は獨立せる彼の合衆國の如きも尙英吉利の植民地なりと謂はなければならぬこととなる。彼は自らもそのことを考へたと見えて、その答に曰く『然るが故に嚴格に解釋すれば、合衆國は尙は英吉利の植民地である』と。不通の詭辯も亦此所に至つて極まれりである。而も亦この詭辯を『敢て不當でない』²⁸⁾として居る學者もあることを添へて置く。以上の外に植民と移民との間には分つことを得る幾多の差異がある。新領土的見地・統治權的見地・國內的・國際的見地・歴史的見地・社會的經濟的見地等これであるが、私は今此處には問題とはしない。唯斯様に植民とは異つて居る移民も植民の形式的觀念に接近することもあれば、又植民もその制約から脱して移民となる場合のあることを一言するに止めて置かう。されば移民・植民の形式的觀念は共に發展的意義に於ける時間的觀念を包容しないのであつて、嘗てゼー・ビー・セイが『植民地が母國政府の權威より脱する時は植民地なる名稱を失つて獨立國となる』²⁹⁾といつて居るが、獨立國となるや否やは全然別問題たり

26) 此外に尙同一類型に屬するものとして、『内地植民』、『民族移動』があるが、説明の便宜上次號に於て述ぶることとする。

27) 矢内原教授 ibid. pp. 8-9.

28) Lewis, ibid. p. 168. note 3.

29) 矢内原教授, ibid. pp. 8-9.

とするも、尙母國政府の權威より脱すること——即發展的意義の時間的觀念が包容さるゝ時には、その國の植民地なる名稱を失ふことは事實である(註三)。

(註一) 本土を憲法上規定せる國あり。一九二三年宣布中華民國憲法(約法)第三條に『中華民國々土依其固有之疆域』又墨西哥憲法第四十三條には『聯邦の本土は次の如し』として地名列擧す。

(註二) 元來移民に該當する言葉には Emigration と Immigration との二つがある。前者は往的移民・出移民・渡行移民と、後者は來的移民・入移民・渡來移民と譯せらる。英・佛・獨・伊・日等の諸國民が移民吸收國たる米國に趣くは Emigration であり、その移住者は Emigrant である。それ等の移住者が合衆國に入るは Immigration であり、その場合には Emigrant は Immigrant となる。從て合衆國に於て生ずること當なる問題は Immigration Problem であり、移民を送る國の問題は Emigration Problem である。要するに場所的(主として國境的)觀念に基く差異である。

(註三) 近世の植民的活動の當初に於て見られたが如き純然たる私人又は私設會社の活動は移民を以て律するが妥當である。尙移民が植民の形式的觀念に接近し、植民となつた例としては、故持地六三郎氏は『日本植民地經濟論』(三頁)に於て、印度に於ける英國の植民地瓜哇に於ける和蘭の植民地を擧げ、又同氏著『臺灣植民政策』(四七四頁)にも同様の意味が書かれて居る。右と反對に植民が形式觀念の制約から脱して、移民となる場合もあらう。植民地が獨立國家となつた場合及び甲國の植民地が乙國の植民地となつた場合か之である。更に植民地が本來的國土となる場合がある。我國の琉球に於ける關係がこれである。

斯くの如く私は飽まで形式的觀念を認むるものであるが、此の觀念を意識しながら、實質的觀念を捕捉することに余りに急に於て、名残りを惜みつゝ看過し、『植民は社會群(?)の活動現象である。之は植民なる概念を國家的及び國民的の制約より解放することを意味する』³⁰⁾となす矢内原教授の説を顧ることゝする。さて此説に就ては東京帝國大學大内教授が、極めて一般的に批評

30) 増井幸雄譯 ゼービーセイ經濟學 p. 496(原本は所載せず)

* Köbner, a. a. O. S. 7.

** Köbner, a. a. O. S. 7. 8.

31) 矢内原教授, ibid. p. 3 (引用文中の“?”は私が附した)

せられた所であるが、³²⁾私がいち立ち入つて一言して置きたいことは、矢内原教授は國籍は歐洲諸國家に屬するも、尙民族的郷土を回復せんがために、それ等の諸國からパレスチナに歸來する猶太人の所謂シオン運動、(Zionism)及び我國と政治的從屬關係を有する朝鮮に於ける日本人の移住的活動と、朝鮮接壤地帯たる滿洲に於けるそれと、布哇に於けるそれ等との間に何等社會的實質上の區別を認むることが出来ないといふが如き一二の例に就て學問的良心から極めて眞面目に心配せられ³⁴⁾爲に形式的觀念を放棄せられて居るが、私にはそれが解せないのである。私は一つに斯る説を否定し、二に右の如き複雜性ある問題に對する自己の立場を明かにするがため煩を厭はず同教授の説を吟味するであらう。

抑も猶太人のシオン運動は本來的には吾人の形式的觀念から除外せらる。從て植民でないことは寧ろ當然過ぎる程の當然である。猶太人は教授自らも指摘して居らるゝが如く、その『國籍は歐洲諸國家に分屬』して居る。さればロシア・ルーマニア・獨逸等の猶太系國民である。而してそれ等の國民が、各所屬國の主權の行はれざるパレスチナに移住するのは明かに前述の移民である。移民が植民の形式的觀念に當てはまらないことは寧ろ當然である。學校が工場でないと同様である。然るに此の當然性ある事實現象に不思議にも囚はれて、植民の形式的觀念を棄つる一理由とせられたことは甚だ失當であると謂はねばならぬ。加之、同教授は自家撞着論をせられて居る様に思はれる。即同教授に従へば實質的概念による植民は猶太人のシオン運動も含まれることとなる。而て一方同教授は『植民は社會群の意識にとりて新なる』地域に於ける活動現象である³⁵⁾。猶太人の意識に訴へて、パレスチナは果して『新なる地域』であらうか。寧ろ『舊き地域』ではないだ

32) 大内教授、經濟學論集第五卷第二號の論文
33) 私としては此場合、『日本人』なる用法は面白くないが意味を酌んで原著者の使用文字を尊重せらう。
34) 矢内原教授、ibid. pp. 2-7.
35) 同上、ibid. p. 6.

らうか(36) 果して『新なる地域』でないとするれば、その時こそは教授自らが捉ふることに急なる實質的現象の觀察にも例外を設け、實質的觀念も植民の意義を決定することが出来ないといふことにしなければならぬこととなる。甲の範疇に全然屬せざる一例を以て、甲範疇を否定しながら、乙の範疇に屬する一つの例外を見逃して乙範疇を肯定することが如何に論理上缺陷があるかは私を俟たずして明かなるべき筈である。教授の根本思想に對する批評であるだけ、同教授の垂教を乞ふや切なるものがある。

右の問題にして解決せられた以上は、同教授が持たれて居る第二の疑問は直に氷解せらる。即、『我國は政治的從屬關係を有する朝鮮に於ける日本人の移住的活動』は明かに植民である。又滿洲に於ける日本人の移住的活動であるが、同教授が滿洲といはれるのは我國の租借地たる關東州をも包含されて居るものと解することに依つて、論及範圍の擴張及びそれに對する精密を期したい。即中華國民と租借地關東州に對する日本人の移住的活動であるが、前者は布哇に於ける日本人の移住的活動と同様に、そして又猶太系歐洲諸國民のパレスチナ移住と同様に前述の移民であり、後者は植民に準ずるもの、即準植民である。準植民、その語の人口に膾炙せざることに驚かれる人々も恐らくはあるだらう。けれども純然たる植民と區別せんがためには術語の創造も亦止むを得ない。經濟學基礎問題中財に對する準財を認むる説あると同様であつて性質上部分的差異あるものは斯く取扱ふことが概念決定上妥當とせらる。斯く言へば教授は又朝鮮人が、滿洲へ移住的活動をなす場合は何であるかと反問せらるるかも知れない。蓋し同教授の書中にそのことが記せられて居るからである。これも亦前同様に關東州を包含する滿洲と解す。然る場合に於ては關東州に朝鮮人が移住するのは植民地原住民の準植民地への轉住である。斯く言へばそれは内容

36) シオン運動は聖地回復運動である。「回復」それは「新なる」意味を哲學的に内包することが出来るだらうか！「再建設」と解せば、その時には猶太人にとっては「新なる地域」であるかも知れない。けれども民族的意識は「舊き地域」の回復とは働いても「新なる地域」の建設とは働かないであらう。

を文言的に縮少した解答たるに過ぎないとの抗議を受けるかも知れない。けれどもこれは、一方に於ては均しく日本國民ではあるものゝ本國人と植民地土着民といふが如き觀念的差異に基くと共に、他方に於ては移民として取扱ふことに對しても部分的缺如あるが故に斯く云ふのであつて、それを植民なり移民なりとすることよりも穩當であり、後日述ぶる「國內轉住」と同類型現象である。

次に又朝鮮人が滿洲(關東州を除く)なる地名を有する中華民國の領土の一部へ移住するのは明かに移民である。即ち朝鮮人なる稱呼を持つ日本國民の一部的移住である。教授は斯の如き解釋は「適當なる觀察といふを得ない。寧ろ朝鮮人なる民族社會群の活動なりと見なければならぬ」と言つて、極めて單純なる見解を與へられて居るが、それは教授自らが、放棄せずとも可なる觀念、否寧ろ教授自らが誤つて形式的觀念を放棄することを前提としたが故であつて、その非なることは私が直前に明かにした所である。³⁷⁾以上の諸點から考ふるに、「私などよりもつと植民地のことを知つて居る人、その道の研究家にはなほ一層多くの疑問があり得やうと考へらる」と謙讓極まる言葉を吐かれつつ、ケテーの説の一部分たる「政治的權力の延長」を認むる方が端的に植民の基礎觀念を表はして居るのではないかと言つて居らるる矢内原教授の著書に對する大内教授の批評の方が、³⁸⁾寧ろ私にとつては矢内原教授の所説よりも、より妥當性があり、より普遍性があり、より歴史的・基礎的である様に思はれる。以上の諸點に關して矢内原教授は恐らく「學問興味」を認めないといはれないであらう。³⁹⁾

之を要するに私はどこ／＼迄も、形式的觀念を以て、植民及び植民地の基礎觀念の一方的のものとして取扱ふ次第であつて、主たる學者が斯くする所以も亦理由なしとせない。(未完)

37) 教授は上記の外に「内地植民」及び「民族移動」に就て論じ、それをも亦形式的觀念放棄の理由として居らるるが、それ等に就ての説明及びその理論の非なることは後日に論ず。

38) 大内教授、前掲論文。

39) 矢内原教授、植民政策の新基調、pp. 9-10.